

## 公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定指定地域（「タクシー業務適正化特別措置法第2条に規定する地域」をいう。）内に営業所を有するタクシー事業に従事する運転者及び個人タクシー事業者（以下「運転者等」という。）で、利用者等から特に感謝された者を顕彰し、その行為を称えるとともに、運転者等の接客サービスに係る意識の高揚を図り、もって公共交通機関としてのタクシーサービスの向上に資することを目的とします。

### (表彰対象者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行います。

- (1) 利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供（車内の利用客の忘れ物を利用者等に届けた行為を除く。）により、利用者から特に感謝され、他の運転者等の模範と認められる者
- (2) 交通事故による負傷者や急病人の輸送等、人命救助に協力したことにより官公署から感謝状を授与された者
- (3) 犯人逮捕協力等により警察から感謝状を授与された者
- (4) その他前各号に準ずる行為により、表彰に値すると認められる者

### (表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者の推薦は、タクシー事業者又は関係事業者団体等が、前条各号により、人命救助及び犯人逮捕協力等に係る推薦には感謝状の写し、親切善行等に係る推薦には利用者からの礼状等の写し又は新聞報道記事若しくは感謝状等に、次に掲げる書類を添え、毎年1月31日までにセンター会長あて提出していただくものとします。

①推薦書

②無事故無違反証明書又は運転経歴証明書

(以下「無事故無違反証明書等」という。)

なお、無事故無違反証明書等については、自動車安全運転センターが発行するもので、推薦を行おうとする前年の1月1日から12月31日までの間を証明するものとします。

### (表彰状等)

第4条 表彰は、センター会長が表彰状及び副賞を授与して行います。

2 表彰状は、第2条各号に掲げる表彰の対象毎に授与し、授与する順は各号の順によることとします。

3 前2項のほか、受賞者には受賞の事実を証する車内掲出用の優良運転者（善行）章又は優良個人タクシー事業者（善行）章を交付するものとします。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年、原則として4月に行うこととします。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行します。

平成25年12月20日一部改正

この一部改正規程は、平成25年12月20日から施行します。

平成28年 3月 4日一部改正

この一部改正規程は、平成28年 4月 1日から施行します。

令和 2年12月21日一部改正

この一部改正規程は、令和 2年12月21日から施行します。